

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

職務発明の相次ぐ巨額対価判決を踏まえて

特集挨拶

臨時増刊号の発刊にあたって

理事長 作 田 康 夫

本年初来、相次ぐ職務発明報酬判決と第159回通常国会における特許法35条改正の動きが、職務発明制度は何故必要なのか、何を目的としているのか、その目的のためには制度内容はどうかあるべきなのか、という議論を知財関係者だけでなく広く国民の間に引き起こしている。

職務発明の取扱いについては、2003年7月8日に小泉首相を本部長とする知的財産戦略会議において決定された知的財産推進計画の中に、「2004年の通常国会に特許法第35条を廃止又は改正する法案を提出する」ことが盛り込まれ、これを受けて、産業構造審議会特許小委員会にて議論され、特許法第35条改正の運びとなった。日本知的財産協会は、職務発明の取扱いの問題は、会員のみならず日本社会全体にとって極めて重要な問題であり、産業界のみならず、広く国民的な関心を集めているものと認識している。

このような状況を踏まえて、われわれは、各界の有識者の方々に対し、問題の所在を掘り下げ、現行法の下での相次ぐ判決に対する見解と併せて、真の知財立国のためには、あるべき職務発明制度はどのようなものか論じて頂くようお願い申し上げたところ、皆様御快諾の上、御多忙のところにも拘らず短期日の間に論考をお纏めいただいた。寄稿いただいた各位には誌面を借りて篤く御礼申し上げる次第である。

日本を含む先進文明国は、知識、情報という、形と重さのないものが最大の支配因子、競争要素となるいわゆる知識社会に入った。1980年代からのアメリカの知的財産保護強化政策は、かかる知識社会化への優れた戦略的対応であった。

今、日本は20年以上の遅れを取り戻すべく知財立国の実現に向けて急舵を切った。未来の道は平坦ではない。他の国も同じように科学技術を中心とした知識創造を国策として疾走している。

現代産業社会においては、個人の卓抜なるリーダーシップと独創的創造を、その具現化のための組織の中でベクトルを合致させることによってのみ真の競争力が生まれる。法律の強制力によって特定の個人に金銭の配分を片寄せすることがそのような競争力を生んだことは、人類の歴史上かつて一度もない。リーダーシップと独創的創造を組織の構成員が強く賞賛し、支持し、その具現化に心から協力することを日本の社会が実現しなければならない。

この臨時増刊の特集号が、そのような建設的な未来への力強い一歩となることを期待する。